

こかげ訪問看護ステーション
(指定訪問看護、指定介護予防訪問看護)

重 要 事 項 説 明 書

事業者の概要や提供されるサービスの内容、
契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

株式会社ケアサークルこかげ

1. 事業者

事業者名称：株式会社 ケアサークルこかげ
所在地：〒934-0042 富山県射水市作道302
電話番号：(0766)50-8953
法人種別：株式会社
代表取締役：原田 隆司

2. 事業所の概要

(1)事業種類 訪問看護（介護予防訪問看護）

平成26年2月1日指定(事業所番号 1661190049)

(2)事業所の目的

病気や怪我などにより家庭に於いて継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ
医師の指示の元に看護師などが訪問し適正な訪問看護サービスの提供を行う。

(3)事業所の名称：こかげ訪問看護ステーション

(4)事業所所在地：〒934-0042 富山県射水市作道302

(5)電 話：TEL(0766)50-8956

FAX(0766)50-8954

(6)管 理 者：棚邊 佳代子

(7)当事業所の運営方針

地域の保健、医療、福祉サービス、関係市町村と連携を図りながら利用者が安心して
地域で生活できるように適切な運営を図るものとします。

(8)通常の事業実施地域：射水市、高岡市、富山市

(9)営業日及び営業時間 営業日：月～土曜日(但し12月30日～1月3日まで休業)

営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとします。

営業日以外や時間外であっても24時間対応体制をとっていますのでご相談ください。

3. 職員の勤務体制

管理者 1名(常勤)

看護師 常勤換算2.5名以上(うち1名常勤)

理学療法士 若干名

作業療法士 若干名

4. 訪問看護サービスの内容

(1)身体状況の観察：体温、脈拍、呼吸、血圧測定など

(2)身体の清潔：清拭、洗髪、入浴、部分浴

(3)食事、排泄などの身の回りの世話

(4)床ずれの予防、及び手当

(5)リハビリテーション

(6)医療器具類の管理

(7)ターミナルケア

(8)療養生活や介護法の指導

(9)その他、医師の指示による医療処置

事業所は利用者の日常生活全般及び希望を踏まえ「居宅サービス計画」、「医師の指示書」に
沿って訪問看護計画書を作成します。(准看護師は除く)

訪問看護計画書に基づき利用者の心身の機能維持回復を図るよう看護を提供します。

5. サービス利用料

- ※介護保険の場合 ①原則として下記利用料の1割、所得に応じて2～3割をお支払いいただきます。
 ②利用料が支給限度額を超えた場合は、その部分を全額自己負担とさせていただきます。
 ③同一建物内の訪問の場合 (1)～(4)については10%の減算とさせていただきます。

	要介護	要支援
(1)20分未満	1回 3,140円	1回 3,030円
(2)30分未満	1回 4,710円	1回 4,510円
(3)30分以上1時間未満	1回 8,230円	1回 7,940円
(4)1時間以上1時間30分未満	1回 11,280円	1回 10,900円
注 (5)理学療法、作業療法などによる訪問 20分	1回 2,940円	1回 2,840円
(6)緊急時訪問看護加算 (月1回)	6,000円	6,000円
(7)特別管理加算 (月1回)	2,500円または5,000円	左記に準ず
(8)退院時共同指導加算	6,000円	6,000円
(9)初回加算Ⅰ	3,500円	3,500円
初回加算Ⅱ	3,000円	3,000円
(10)複数名訪問看護加算 30分未満 2,540円 30分以上 4,020円		左記に準ず
(11)長時間訪問看護加算	3,000円	3,000円
(12)ターミナルケア加算	25,000円	

(1)～(3)について夜間、早朝の場合は25%加算 深夜の場合は50%加算

中山間地域訪問看護加算 通常の事業実施地域を越えるところに居住する利用者の方へ
 訪問看護を行った場合に所定単位の5/100を加算させていただきます。

※医療保険の場合 ①保険区分(後期高齢者医療・国保・社保)により訪問看護療養費
 の1割～3割負担です。

②特定疾患等の公費適用を受けている方はその病名での訪問の場合
 に限り自己負担上限額に合わせた額となります。

(1)基本療養費 週3日まで	1日	5,550円
週4日以降	1日	6,550円
(2)管理療養費	初日	7,670円
	2日目以降	3000円または2500円
(3)24時間対応体制加算 (1ヶ月)		6,800円
(4)特別管理加算 (1ヶ月)	2,500円 または	5,000円
(5)長時間訪問看護加算 (週1回)		5,200円
(6)在宅患者連携指導加算 (月1回)		3,000円
(7)在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円
(8)訪問看護情報提供療養費 (月1回)		1,500円
(9)緊急訪問看護加算		2,650円
(10)夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)		2,100円
(11)深夜訪問看護加算 (22時～6時)		4,200円
(12)退院時共同指導加算		8,000円
(13)退院支援指導加算		6,000円
(14)特別管理指導加算		2,000円
(15)訪問看護基本療養費(Ⅲ) (試験外泊時の訪問)		8,500円
(16)複数名訪問看護加算 (週1回)		4,500円
(17)難病複数回訪問加算	2回まで 4,500円 3回以上	8,000円
(18)訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円

その他

日常生活上必要な物品は実費を徴収します。

死後の処置・・・訪問看護を受けていてお亡くなりになった場合の処置 10,000円

注1 介護保険、医療保険において

理学療法士、作業療法士による訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問するという位置づけとなるため、看護職員の定期的な訪問が必要となります。

注2 理学療法、作業療法による訪問について

・利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算します。

6. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する個人情報については第三者に漏らすことはありません。契約が終了した後も同様とします。

7. 記録の開示

利用者より訪問看護記録の介助を求められた場合は「記録に関する管理規定に

8. 賠償責任

訪問看護の提供により発生し利用者の生命、身体、財産などを傷つけた場合、その損害を補償します。但し、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

9. 緊急時の対応

訪問看護の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には速やかに主治医、利用者の家族に連絡し必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

訪問看護の提供時に事故が発生した場合にはご家族、関係医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行う。

11. 災害対策・業務継続計画

事業所は、災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

(1)感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護を提供を継続的に実施するために、非常時体制の早期業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4)感染症や非常災害の発生時において、当ステーション職員が被害にあった場合またはその恐れがある場合は訪問中止や日時変更となる場合があります。

12. 虐待の防止・身体拘束の適正化の推進

(1)事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、指針を整備し責任者を選定する等、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

(2)成年後見制度を支援します。

(3)当該事業所職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに県に報告します。

(4)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者 代表取締役 原田 隆司

13. 苦情の受付

(1) 当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者 棚邊 佳代子 TEL(0766)50-8956 FAX(0766)50-8954

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

射水市	射水市新開発410番地1	長寿介護課	TEL 0766-51-6600
		地域福祉課	TEL 0766-51-6625
高岡市	高岡市広小路7番50号	長寿福祉課	TEL 0766-20-1325
富山市	富山市新桜町7番38号	長寿福祉課	TEL 076-431-6111
富山県	富山市下野995番地3	国民健康保険団体連合会	TEL 076-431-9833
		福祉サービス運営適正化委員会	TEL 076-432-3280
富山県	富山市安住町5番地21		

(3) 第3者評価の実施状況について 実施なし

14. 利用者及び利用者家族の個人情報の提供について

サービス担当者会議等に、利用者及び利用者家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。

令和 年 月 日

重要事項の説明と同意

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 富山県射水市作道302	株式会社ケアサークルこかげ
	代表取締役 原田 隆司
富山県射水市作道302	こかげ訪問看護ステーション

説明者 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者からこかげ訪問看護ステーションの重要事項の説明を受けたことを確認し同意いたします。

利用者

住 所

氏名

印

上記代理人

住 所

氏名

印

個人情報の提供について

私は重要事項の説明を受け、私(利用者及びその家族)の個人情報を次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

1. 使用目的

利用者が訪問看護サービスを円滑に受けられるため。

2. 情報提供の場所

- (1)サービス担当者会議
- (2)居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター
- (3)主治医への病状報告
- (4)医療保険利用者の場合は所轄の保健センター、厚生センター等
- (5)医療保険利用者の場合、オンライン資格確認など会計事務
- (6)医療福祉関連の学生研修指導

3. 条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

利用者

住所

氏名

印

上記代理人

住所

氏名

印

利用者との関係

訪問看護サービス契約書

(契約の目的)

第1条 事業者は介護保険法など関係法令及びこの契約に従い、利用者の能力に応じた在宅生活が継続できるように、利用者及び介護者に適切な看護を提供し支援することを目的とします。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、契約締結の日から12ヶ月間とします。但し、契約満了日まで利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(訪問看護サービスの内容)

第3条 本契約に於いて「訪問看護サービス(介護予防訪問看護も含む)」とは、事業者が利用者の居宅に看護師などを派遣し療養上の世話、診療の補助、リハビリテーション、家族指導及び精神的支援を提供するサービスをいいます。

(サービス内容の変更)

第4条 利用者は都合により所定の日時における訪問看護サービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合、利用者はサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

(契約の満了)

第5条 次の各項目いずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1)利用者の目的が達成されたとき。
- (2)利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合。
- (3)第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4)第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5)利用者が死亡したとき。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日間の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(事業者の解約権・ハラスメント対策)

第7条 利用者及び家族は、事業者との間に信頼関係を損壊する行為をし指摘するも改善の見込みがないと判断した時に、この契約の目的を達することが不可能と判断し30日前にその理由を示した文書で通知することをもって契約の解除をすることができます。

(サービス利用料金の支払い)

第8条 利用者は事業者の提供する訪問看護サービスに関するサービス利用料金について、規定料金を支払うものとする。

- (1)利用料金の支払い方法は現金支払いの他、口座引き落としとする。
- (2)サービス前日までに事業者にキャンセルの通知を申し出た場合はキャンセル料金は発生しない。前日まで申し出がない場合は、介護保険の適応を受ける場合にはその利用料金の1割または2割を、医療保険対象時は健康保険に基づく利用料金を利用者に請求することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとします。

(身分証携帯義務)

第10条 訪問看護ステーション職員は、常に身分証を携帯し利用者及び家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(守秘義務)

第11条 事業者及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知りえた利用者又は利用者の家族の秘密を守るものとします。

(1)事業者は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

(2)サービス担当者会議等に、利用者及び利用者の家族の個人情報を提供することに対して同意を求めます。

(サービス提供の記録)

第12条 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に際して作成した記録、書類をサービス完了日より5年間保存します。

(苦情処理)

第13条 事業者は、その提供した訪問看護サービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

私は、以上の契約書の説明を受け内容を確認いたしました。
上記の通り、訪問看護の契約を締結し、利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利用者(契約者)

住 所

電 話

氏 名

印

利用者(契約者)の代理者

住 所

電 話

氏 名

印

利用者との関係

事業所 住 所 : 富山県射水市作道302
法 人 名 : 株式会社 ケアサークルこかげ
代表取締役 : 原田 隆司

印

訪問看護加算同意書説明

* 介護保険

緊急時訪問看護加算

24時間連絡が可能な体制にあって、計画的訪問以外の緊急時に訪問を行う場合に1ヶ月につき600単位を加算するものとします。

特別管理加算 ②1

厚生労働大臣が定める状態にあるもので医療器具、チューブ類を使用していて特別な管理を必要とする利用者に対して計画的に管理を行った場合に、1ヶ月につき250単位または500単位を加算するものとします。

退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保険施設に入院、入所中の利用者に対して、看護師等が医療機関と共同し在宅で療養上必要な指導を行った場合当該者の退院または退所後、初回の訪問看護を実施した場合、1回に限り（特別な管理を必要とする場合は2回）600単位を加算するものとします。

初回加算ⅠまたはⅡ

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合、初回若しくは初回の訪問看護を行った月に350単位または300単位を加算するものとします。

早朝、夜間・深夜の訪問看護加算

夜間および早朝、深夜に計画的な訪問看護を行った場合、または特別管理加算を算定する状態の利用者に対する1月以内の2回目以降の夜間帯の緊急訪問を行った場合、2回目から早朝、夜間は25/100、深夜は50/100を加算するものとします。

複数名訪問看護加算

身体的または特定の行為のために一人での訪問看護が困難な状況にあるとき同時に二人の看護師が訪問看護を提供する場合に30分未満254単位、30分以上402単位を加算するものとします。

長時間訪問看護加算

特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に300単位を加算するものとします。

ターミナルケア加算

死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る計画および支援体制について利用者およびその家族に対して説明を行い同意を得てターミナルケアを行った場合に死亡月に2500単位を加算するものとします。

中山間地域訪問看護加算

通常の事業実施地域を越えるところに居住する利用者の方へ訪問看護を行った場合に所定単位の5/100を加算するものとします。

② 1、2

介護保険【介護予防】	医療保険
特別管理加算(Ⅰ) 500単位/1月	重症度等の高い利用者の場合 5,000円/1月
在宅悪性腫瘍など患者指導管理	在宅悪性腫瘍など患者指導管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅気管切開患者指導管理
気管カニューレの使用	気管カニューレの使用
留置カテーテルの使用	留置カテーテルの使用
特別管理加算(Ⅱ) 250単位/1月	上記以外の特別管理が必要な場合 2,500円/1月
在宅自己腹膜灌流指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理	在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理	在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理	在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理	在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理	在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	在宅人工呼吸指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理	在宅自己疼痛管理指導管理
人工肛門、人口膀胱の設置	在宅肺高血圧症患者指導管理
真皮を超える褥瘡	人工肛門、人口膀胱の設置
週3日以上点滴注射	真皮を超える褥瘡
	在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定

*** 医療保険**

24時間対応体制加算

利用者、家族等から電話などにより直接連絡、相談を受けられる体制が整備され緊急訪問看護を必要に応じて行える体制を整えている場合に1ヶ月につき6800円を算定するものとします。

特別管理加算

厚生労働大臣が定める状態にあるもので計画的に管理を行い、かつ、1ヶ月に4日以上訪問看護を行った場合に1ヶ月につき2500円 又は5000円(重症度の高い場合)を算定するものとします。

長時間訪問看護加算

(人工呼吸器使用者等)長時間の訪問を要する利用者に対して1回の訪問看護が90分を超えた場合に週1回を限度とし5200円を算定するものとします。

在宅患者連携指導加算

医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、患者または家族に指導などを行うと共にその指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合、又、他職種からの情報提供に際し、速やかに患者への指導等に反映させると共にその結果について当該在宅医療に関わる関係者間で共有出来るよう努めた場合に月1回3000円を算定するものとします。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅での療養を行っている患者の急変に伴い、関係する医療従事者と共同で患者宅に赴き、カンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合に2000円を月2回まで算定するものとします。

訪問看護情報提供療養費

利用者の居住地を管轄する市町村など、または主治医に対して、その求めに応じて必要な情報を提供した場合に1ヶ月につき1500円を算定するものとします。

緊急時訪問看護加算

利用者、家族の求めに応じて在宅療養支援診療所の主治医に指示により、緊急の訪問を行った場合に1日1回2650円を算定するものとします。

夜間・早朝・深夜訪問看護加算

夜間・早朝・深夜で利用者、家族の求めに応じて訪問看護を行った場合にそれぞれを1日1回ずつ算定。夜間、早朝訪問において2100円、深夜において4200円を算定するものとします。

退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保険施設に入院、入所中の利用者に対して、看護師等が主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院、退所につき1回に限り(特別な管理を必要とする場合は2回)8000円を算定するものとします。

退院支援指導加算

退院に際し入院中の医療機関の医師、看護師などと共に円滑な情報共有や支援を行った場合に訪問初回時に6000円を算定するものとします。(末期の悪性腫瘍の患者は2回まで算定可能)

特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な者に対して、在宅医療を担う医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた訪問看護師が退院時共同指導を行った場合2000円算定するものとします。

訪問看護基本療養費(Ⅲ)

入院中に外泊する場合、在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められた場合に8500円を算定するものとします。

複数名訪問看護加算

身体的または特定の行為のために一人での訪問看護が困難な状況にあるとき同時に二人の看護師が訪問看護を提供する場合に4500円を算定するものとします。

難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める疾病かつ状態にある者、または急性増悪状態などいずれかの場合医療保険で同一日に複数回の訪問看護を実施した場合に1日2回4500円、1日3回8000円を算定するものとします。

訪問看護ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者に対し、死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係わる支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に25000円を算定するものとします。

訪問看護加算同意書

* 介護保険 区分支給限度額の算定対象外

- () 緊急時訪問看護加算
- () 特別管理加算
- () 退院時共同指導加算
- () 初回加算
- () 早朝、夜間・深夜訪問看護加算
- () 複数名訪問看護加算
- () 長時間訪問看護加算
- () ターミナルケア加算
- () 中山間地域訪問看護加算

* 医療保険

- () 24時間対応体制加算
- () 特別管理加算
- () 長時間訪問看護加算
- () 在宅患者連携指導加算
- () 在宅患者緊急時等カンファレンス加算
- () 訪問看護情報提供療養費
- () 緊急時訪問看護加算
- () 夜間、早朝・深夜訪問看護加算
- () 退院時共同指導加算
- () 退院支援指導加算
- () 特別管理指導加算
- () 訪問看護基本療養費(Ⅲ)
- () 複数名訪問看護加算
- () 難病等複数回訪問加算
- () 訪問看護ターミナルケア療養費

令和 年 月 日

訪問看護加算について文章に基づき説明を受け、それに伴う費用の加算に同意します。

利用者

住 所

氏 名

利用者の代理者

住 所

氏 名